

茨木市農業委員会ふるさと農業再生委員会設置要綱

(設置)

第1 本市農政を積極的かつ円滑に推進するため、茨木市農業委員会ふるさと農業再生委員会（以下「再生委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2 再生委員会は、農業構造の変化に対処し、農業振興に係る諸課題に関して適切な方策の協議、検討等を行う。

(組織)

第3 再生委員会は、茨木市総合計画（第4次）における北部地域及び丘陵地域の区域内に住所を有する農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員で組織する。ただし、農業委員会会長及び副会長の職にある者並びに利害関係を有しない者として市長から任命された農業委員会委員は、除く。

(委員長等)

第4 再生委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、再生委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 再生委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 農業委員会会長及び副会長は、再生委員会に出席し議事について意見を述べることができる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6 再生委員会は、協議、検討等の経過及びその結果について農業委員会に報告しなければならない。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、再生委員会の運営について必要な事項は、委員長が再生委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から実施する。